

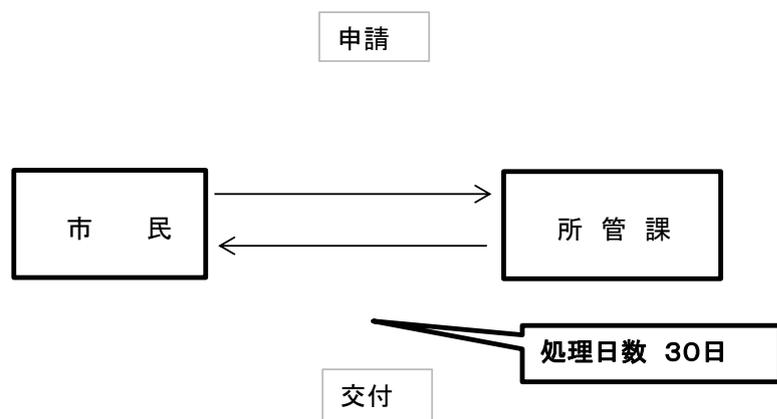
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 235

処 分 名	県条例水道の工事設計確認	
処 分 の 概 要	県条例水道の布設工事を着手する前に、その設計について事前審査を行い確認書を交付する。	
根 拠 法 令 名	愛媛県水道条例(昭和38年条例第19号)	
条 項	第5条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	愛媛県水道条例第4条の施設基準に合致しているか審査を行う。	
<p>【根拠法令】 愛媛県水道条例 (確認) 第5条 水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて知事の確認を受けなければならない。</p> <p>【基準法令】 愛媛県水道条例 (施設基準) 第4条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。